

京都市告示第155号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

平成25年5月31日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

桂坂景観まちづくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成25年2月1日 第協005号

3 地域景観づくり協議地区の名称

桂坂景観づくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

御陵細谷の一部、御陵北大枝山町、御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵大枝山町五丁目、御陵大枝山町六丁目、御陵峰ヶ堂、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町二丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、京都大学桂の一部、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町二丁目、大枝北沓掛町三丁目の一部、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町六丁目、大枝北沓掛町七丁目

5 景観の保全及び創出の方針の概要

桂坂内及び周辺の自然環境や歴史的地形・事物と調和した郊外型住宅地としての良好な景観と健康的な住環境を維持し、さらに発展をめざす

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成25年5月31日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）